

火力電源入札ガイドラインの改定について

(趣旨)

新しい火力電源入札の運用に係る指針（以下「火力電源入札ガイドライン」という。）について、火力電源入札専門会合での審議を踏まえた改定案について、御検討いただく。

主なポイント

1. 審議状況と今後の予定について

昨年12月～本年3月にかけて、火力電源入札専門会合（座長：細田孝一神奈川大学法学部教授）を4回開催し、その中で、3度にわたり火力電源入札ガイドラインの改定について審議を行った。3月31日の専門会合では、ガイドラインの改定案を事務局から提示し、座長一任とされているところ。

本日、ガイドラインの改定案について本委員会で検討いただいた上で、パブリックコメントに付す予定。

<参考>火力電源入札専門会合の開催実績

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成27年12月22日 | ・評価報告書案について（東京電力、中国電力） |
| 第2回 | 平成28年1月20日 | ・評価報告書案について（東京電力、中国電力、四国電力、九州電力）
・火力電源入札制度の在り方について |
| 第3回 | 平成28年3月4日 | ・評価報告書案について（四国電力、九州電力）
・火力電源入札制度の在り方について |
| 第4回 | 平成28年3月31日 | ・火力電源入札制度の在り方について |

2. ガイドライン改定案の内容について

①火力入札制度の位置付けの見直し

火力入札制度の位置付けを見直し、経過措置である特定小売供給約款の料金の適正性を確保するためのものとするとともに、みなし小売電気事業者が本指針に基づき入札を実施する主体である旨を規定。

また、一時的な措置である経過措置料金規制を理由とした制度となることから、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当である旨を規定。

②入札が必要となる場合の明確化

これまで、どのような場合に入札が必要か明確化されていなかった点を見直し、みなし小売電気事業者及びその子会社等が新設・増設・リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合は原則入札が必要としつつ、電源建設者の発意^(注)で建設される場合は入札を不要とする旨を規定。

また、入札以外の方法により安価な調達が可能であることを火力電源入札専門会合で合理的に説明できる場合は入札不要とする旨を規定。

(注) 電源建設者の発意かどうかについては、以下の3条件の全てに適合する場合に、電源建設者の発意で建設されるものとする。

(a) 当該みなし小売電気事業者が、設備投資計画や資金計画の方針決定に関する当該電源の建設者への影響力を有していないこと

(b) 当該電源の建設に係る資金調達が、当該電源の売り先のみなし小売電気事業者及びその子会社等からの資金融通で行われていないこと

(※1) 長期での売電契約は安定収入を確保できる点で資金調達の一助となる面があるが、みなし小売電気事業者と長期契約を結ぶことだけでは、資金融通とは考えない。

(c) 当該電源の建設者が当該電源で発電した電気の供給先を公募で募集するなど、電気の供給先や供給条件に関する決定を当該電源の建設者が主体的に行う仕組みとなっていること

(※2) 公募の場合、調達規模や財務基盤などについて参加資格を設定することも考え得るが、参加資格が実質的にみなし小売電気事業者に限られる内容となっている場合は、電源建設者が主体的に売り先の決定を行っていると考えすることはできない。

③ 離島電源の適用除外

離島電源を原則、火力入札の対象外とし、機器入札を適切に実施していない場合は、託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する旨を規定。

④ 上限価格の設定の柔軟化

電源の原価に基づき上限価格を算定するという規定を削除し、入札実施会社が定める上限価格が「適正な原価」としての合理性がある水準にとどまっていれば許容できることとする旨を規定(自社の発電部門及び子会社等の応札価格を上限価格とすることも認められる)。

⑤ 上限価格の審議時期の見直し

募集の開始前の段階で、上限価格の算定の考え方について、専門会合で審議する仕組みとする旨を規定。

⑥ 応札できる電源の限定の扱い

燃料の供給安定性の観点や高効率な火力発電からの調達の観点から求める性能を満たす電源に限定しての入札が問題とならないこと、エネルギーミックスとの乖離がある場合に燃料種を指定しての入札もあり得ることを規定。

⑦ 系統増強費用(一般負担分)や振替供給費用の扱いの見直し

一般送配電事業者が負担する系統増強費用(一般負担分)や振替供給費用についてはこれまで入札結果を評価する際に考慮されてきたが、一般送配電事業に係る費用であることから、みなし小売事業者が実施する入札結果の評価の際に考慮しないこととする旨を規定。

⑧その他

みなし小売電気事業者が他の小売電気事業者と共同で入札を実施することも可能な制度であることを規定。また、従来の指針では明確化されていなかった自社電源の一部分のみでの応札について、認められることを明記。

<参考> 入札が必要となる場合についてのフロー

